

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(千葉県担当部会)  
平成27年8月19日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500038号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500023号

## 第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成8年11月30日から平成9年7月29日に訂正し、平成8年11月から平成9年6月までの標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

平成8年11月30日から平成9年7月29日までの期間については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成8年11月30日から平成10年7月1日まで

私は、請求期間についても、継続してA社に勤務し、給与から厚生年金保険料を控除されていたはずだ。また、請求期間において、健康保険証の返却を指示されたこともないし、厚生年金保険被保険者の資格喪失日の記録が半年以上も遡って入力されていることにも疑問がある。請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間のうち、平成8年11月30日から平成9年7月29日までの期間については、オンライン記録によると、請求者は、平成8年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、その処理がされたのは、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年11月30日より後の平成9年7月29日であることが確認できる。

また、A社は、平成8年11月30日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、商業登記簿謄本によると、請求期間において法人格を有しており、同日においても、適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、A社の事業主は、「請求者は、同社の役員ではなく、社会保険関係事務には関与していなかった。」と陳述していることから、請求者は当該遡及処理に関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、請求者について、平成8年11月30日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、請求者の資格喪失年月日は、A社が適用事業所でなくなった旨の処理が行われた平成9年7月29日であると認められる。

また、平成8年11月から平成9年6月までの標準報酬月額については、平成8年10月のオンライン記録から、36万円とすることが必要である。

一方、請求期間のうち、平成9年7月29日から平成10年7月1日までの期間については、

事業主は、請求者は請求期間においても継続してA社に勤務していたと回答していることから、請求者の請求期間に係る勤務実態は推認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない上、事業主も、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を給与から控除していたことを確認できる賃金台帳等の資料を所持していない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間のうち、平成9年7月29日から平成10年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第1500093号  
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(厚)第1500022号

## 第1 結論

請求期間について、請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和30年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和60年7月11日から同年9月1日まで

私は、所持しているB社の社員カードに記載されている入社日付のとおり、昭和60年7月11日にA社に入社したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者の資格取得日が同年9月1日になっている。同社から請求期間において厚生年金保険に加入していないとの説明は受けておらず、請求期間に係る給与から厚生年金保険料を控除されていたと思うので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及び請求者が所持するB社の社員カード(入社年月日が昭和60年7月11日と記載)により、請求者は、請求期間にA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和60年9月1日であり、請求期間は、同社が適用事業所になる前の期間である。

また、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

さらに、A社が厚生年金保険の適用事業所になる以前から同社に勤務していた者23人に問い合わせ、14人から回答を得たが、いずれも請求期間に係る給与明細書等を所持しておらず、厚生年金保険料の控除を確認できる者は見当たらない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。